

最高裁秘書第4788号

平成31年1月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年6月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第2416号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
渉外レポート第1号から同第5号まで
- 2 開示しないこととした理由
1の各文書は，いずれも廃棄済みである。